

# 「ホワイト物流」推進運動等 説明会開催のご案内

国内の物流を支えるトラック業界は、近年、運転者不足が急速に深刻化しています。

国土交通省では、経済産業省・農林水産省と連携して、運転者の労働条件を改善し、働きやすい、より「ホワイト」な労働環境を実現するために取り組んでいます。

会場	開催日時	開催場所	申込〆切	(運輸局・運輸支局連絡先) TEL・FAX
広島	令和元年5月29日 14:00～	中国運輸局広島合同庁舎 4号館 5階会議室 広島市中区上八丁堀6-30	5月20日	(中国運輸局) TEL 082-228-3438 FAX 082-228-3452
鳥取	令和元年6月21日 16:00～	ホテルモナーク鳥取 鳥取市永楽温泉町403	5月31日	(鳥取運輸支局) TEL 0857-22-4120 FAX 0857-22-4140
島根	令和元年6月11日 13:30～	島根県トラック協会 2階研修室 松江市東朝日町194-1	6月5日	(島根運輸支局) TEL 0852-37-1311 FAX 0852-37-2030
岡山	令和元年5月20日 14:00～	岡山県トラック総合研修 会館 研修室 岡山市北区青江1-22-33	5月13日	(岡山運輸支局) TEL 086-286-8122 FAX 086-286-8147
山口	令和元年5月28日 14:00～	山口県トラック協会研修 会館 3階研修室 山口市宝町2-84	5月24日	(山口運輸支局) TEL 083-922-5336 FAX 083-923-1036

◎会社（本社）所在地のある会場での参加申し込みとなります。

◎各会場（鳥取会場を除く。）とも説明会の時間は1時間程度となります。

◎お問い合わせは、説明会開催会場の上記運輸局・運輸支局連絡先まで。

## 1. 説明会（プログラム）

(1) 「ホワイト物流」推進運動について

(2) 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

## 2. 参加費 無料

## 3. 申し込み方法

説明会への参加申し込みについては、別紙（説明会参加申し込み票）をご利用下さい。  
なお、定員になり次第、受付を終了させていただきます。



国土交通省 中国運輸局

## 説明会参加申し込み票

中国運輸局自動車交通部貨物課 御中（広島会場のみ）

（FAX 082-228-3452）

又は

\_\_\_\_\_運輸支局貨物担当 御中

（FAX \_\_\_\_\_）

## プログラム

- (1) 「ホワイト物流」推進運動について
- (2) 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

月 日 \_\_\_\_\_ 会場

会社名		
業種 (例：貨物自動車運送業)		
所属部署	役職	お名前
お電話番号		



- ◆トラック運転者不足・高齢化に対応し、生活や産業に必要な物流を安定的に確保、経済の成長に寄与することを目的に、
  - ①トラック輸送の生産性向上・物流の効率化
  - ②女性や60代以上も働きやすい労働環境の実現に取り組む運動

◆物流の改善に向けては荷主企業・物流事業者等関係者が連携し、相互に改善を提案し、協力して実現することが大切

## ◆ 背景

- ・トラック運転者の長時間労働  
全産業平均より約2割長い  
荷待ち・荷役が長時間労働の一因  
平均荷待ち時間 1時間45分
- ・トラック運転者不足・高齢化  
有効求人倍率3.03倍  
平均年齢47.8歳(大型トラック)
- ・トラック調達コストの上昇  
企業向けサービス価格指数111.5  
(H30.12)

## ◆ 取り組み

- 上場企業・各県主要企業に協力を要請  
↓  
趣旨に賛同し、自主行動宣言に合意して賛同表明  
→取り組みの検討・実施  
※「運び方改革」に向けた取組の広がりを期待
- ◆企業名等ポータルサイトで公表  
<https://white-logistics-movement.jp>

## ◆ 効果

- 商慣行等の見直しによる生産性の向上
- 必要な物流の安定的確保
- 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- 企業の社会的責任の遂行

## ◆ 今後の取り組み

- ・5月を目処に、「ホワイト物流」説明会を開催予定
- ・各県の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」と連携して、運動を推進します







## 荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

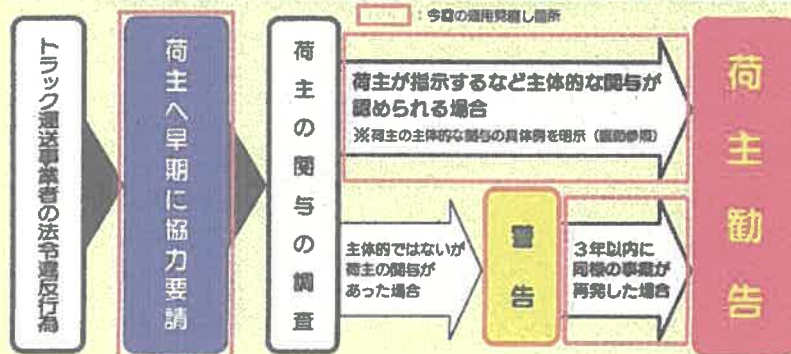
### トラック運送事業者の法令違反行為

- ①「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)  
労働時間の主なルール(平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

作業時間 (起床から作業までの時間)	・1日 最長13時間以内 最大16時間以内(15時間以内は1回2回以内)
休息時間 (作業と次の作業の間の自由な時間)	・総量8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
最高運転時間	・4時間以内

- ②「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般制限値又は許可値を超える車両の通行)  
③「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

### 新たな荷主勧告制度の概要



## 荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査(荷主勧告該当性調査)を実施

調査の結果、上記の事例に該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

### 「荷主勧告制度」とは?

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事象の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を適宜により取っています。

詳しくは、国土交通省のHP ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html)) をご覧ください。